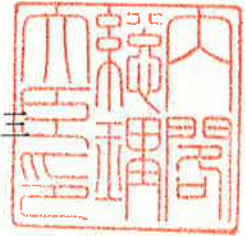




府益担第909号
平成30年8月29日

公益財団法人文化財虫菌害研究所
理事長 三浦 定俊 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年 8月29日 から 平成35年 8月28日 まで